

第3編 プレジャーボート海難の再発防止に向けて

海難審判庁は、海難原因を明らかにし、その発生の防止に寄与することを任務としている。

海上交通分野におけるソフト面の安全対策は、海難を調査して原因を究明し、このような原因(過誤)を起こさないよう海運事業者等を指導するという手法が積み重ねられてきた。実際、十分な教育訓練を受け、実技経験も豊かなプロの海技従事者が操船する大型船に対してはこの手法でも一定の有効性があり、究明された海難原因を教訓として独自に海難防止施策を講じ、その徹底を図ってきているところである。

他方、今回の調査分析の結果、プレジャーボートについては、運動性能、操船特性等が小型船特有であることに加え、プレジャーボート船長のほとんどは、プロの海技従事者と異なり、操船頻度も低いため運航経験も不十分な場合が多いことから、安全運航や海難回避に必要な技術を習得する機会が少なく、これが海難発生の遠因となっていることがわかった。

このため、プレジャーボート固有の海難防止対策は、大型船の安全運航ノウハウをそのまま活用することはできず、ましてやプレジャーボート船長自らが海難情報を収集して安全対策を講じていくことには限界があり、到底十分な結果は期待できないと考えられる。

このような事情が近年プレジャーボート海難増加の背景要因の一つとなっているものと考えられ、今後、新規に小型船舶操縦士免許を取得する者が増加していくものと予想されることから、この傾向は一層顕著になっていくものと推察される。

したがって、プレジャーボート海難を効果的に防止するために海難審判庁では、船長が一定の海難防止対応能力を有することを前提として行われてきた従来型の海難防止手法を改め、同じくレジャーを目的として使用される乗り物(自動車等)と同様、海難調査の段階から、船長にはプロ並みの対応能力は期待できないことを前提とした手法、すなわち単純な過誤により発生した海難であっても「素人がおかしやすいこのようなミスを防ぐ効果的な方法はなかったのか?」という視点から掘り下げた調査を行い、これをデータベースとして蓄積・整理・分析し、その成果を小型船舶操縦士の免許取得時や更新時における指導教育へのフィードバックを始めとして、「素人でもミスをおかしにくくする」ソフト・ハード各面にわたる安全対策、海難防止施策に活かされるよう情報提供していきたいと考えている。